

令和7年度
都立学校小口・緊急修繕工事店
【新規】登録募集の御案内

1 申込期間

令和7年3月14日（金）～令和7年4月14日（月）

2 申込方法

インターネットによりお申し込みください。

当機構ホームページの「工事店の方>都立学校小口・緊急修繕工事概要」画面下部にある、「新規登録工事店の皆様はこちら」から、登録申込フォームより、お申し込みください。

URL : <https://www.tepro.or.jp/construct/repair/>

3 登録期間

令和7年7月1日～令和8年6月30日

4 問合せ先

公益財団法人 東京都教育支援機構 第二事業部施設課

「都立学校小口・緊急修繕工事店 募集担当」

メールアドレス : sisetuka@tepro.or.jp

電話 : 03-5989-1682（直通）

※1 問合せ時間は、平日の午前9時～午後5時となります。

※2 申込書類の当機構への郵送や持込等はできません。

公益財団法人 東京都教育支援機構

〒164-0011 東京都中野区中央 1-38-1 住友中野坂上ビル 11階

令和7年度「都立学校小口・緊急修繕工事店」新規募集の御案内

公益財団法人東京都教育支援機構（以下「機構」という。）は、東京都教育委員会より、都立学校で日常発生する250万円（消費税相当額を含む。）までの緊急修繕や教育環境整備等に関する小口・緊急修繕工事の施設維持管理業務を受託しており、令和7年度においても引き続き受託する予定となっております。

つきましては、本業務の実施に当たり、当機構の「都立学校小口・緊急修繕工事店」として新規に登録を希望される工事店を下記のとおり募集いたします。

記

1 工事店登録制度の目的

「都立学校小口・緊急修繕工事店」は、都立学校の施設担当者等と日時を調整して、校内や敷地内に入り、限られた時間・期間で、現場調査や修繕工事を行う必要があります。

また、施工作业中も、学校内では教育活動が行われている場合が多いため、児童・生徒等の安全確保にも御配慮いただくことになります。

さらに、定時制課程のある学校や放課後の部活動等もあることから、夜間や休日にも工事を行っていただくことがあります。

こうした実状を踏まえ、機構では、都立学校等（都内区市町村立学校を含む）での修繕実績があり、迅速かつ的確に工事を行うことができる工事店をあらかじめ募集、登録する制度を設け、随時、施工対応いただける体制をとっています。

2 工事店登録後の契約期間

令和7年7月1日から令和8年6月30日まで

※ 登録工事店として審査・決定後、改めて機構との工事店契約を締結していただくこととなります（詳細は、「4 工事店契約」を参照）。

なお、契約期間である令和8年4月1日から令和8年6月30日までについては、機構と東京都教育委員会における令和8年度の業務委託契約が成立した場合に限り、継続することとなります。

3 申込手続

(1) 申込資格要件

令和7年度の申込みにあたっては、次の条件の**すべてを満たしている**ことが必要です。

ただし、以下のウ、エについては、どちらか一方の条件に該当するものとします。

ア 本支店等が東京都内に所在していること。

イ 都立学校の修繕工事等に関して、平日の午前9時から午後6時までの間、機構と連絡体制が確保されていること。また、時間外や土日祝日も可能な範囲で連絡体制が確保されていること。

ウ 平成15年度以降に、都立学校等における修繕工事や物品修理等の契約実績を1件以上有していること。

なお、合併、分割、事業譲渡等により名称・形態等の変更があった会社等法人において、従前の法人との権利関係等の承継が確認できる場合は、従前の法人における平成15年度以降の契約・修繕等実績も含めることができるものとする。

エ 平成26年度以降に、都立学校等での修繕工事について東京都等（東京都学校経営支援センター、教育庁、財務局等）と契約をした実績又は契約をした事業者の協力会社として、当該事業者の下で都立学校等での修繕施工に携わった実績を1件以上有していること。

なお、ウまたはエにおける修繕工事の実績については、都立学校等での修繕施工に携わった

ことが確認できる東京都等との契約書写しや、元請会社からの発注書等写しを御提出いただく必要があります。

- オ 施工責任者を選任し、その者が工事の監督等を行うことができること。
(契約決定後、施工責任者の公的証明書類等をお送りいただきますので、あらかじめ御承知おきください。)
- カ 石綿含有建材の対応や、産業廃棄物の処理(一次保存含む。)を法令遵守し適正に行えること。
- キ 監督官庁の業務停止命令期間中や、機構の指名停止措置期間中でないこと。
- ク 機構が指定する仕様又は東京都教育委員会が指定する仕様により工事を行えること。
- ケ 「個人情報保護に関する法律」を遵守し、個人情報保護の措置を講じることができること。
- コ 東京都暴力団排除条例の排除措置対象者でないこと。

(2) 申込みができない方

(1)の申込み資格要件を満たしていない方や、次の各項目のいずれかに該当する方は、登録工事店への申込みができません。申込み後においてこれらの事実が明らかになったときは、その時点で当該申込みの取消しを行います。

- ア 過去1年間において、談合事件により公正取引委員会の処分を受けた者
- イ 過去1年間において、贈賄等の容疑で逮捕又は起訴された事件に関わった個人又は法人
- ウ 過去1年間において、東京都、東京都教育委員会、機構に関係した談合又は贈賄事件等に関わった個人又は法人
- エ 倒産等経営不振により業務の履行が不可能な者
- オ 申請内容又は届け出内容に虚偽がある場合
- カ 東京都暴力団排除措置条例における排除措置対象者
- キ 法人の代表者又は役員が他の法人の代表者又は役員を兼ねているときは、いずれかの法人の申込みに限る。

(3) 申込書類等

申込みに必要な書類は、以下の「申込書類等一覧表」のとおりです。

申込書類の1(【令和7年度】都立学校小口・緊急修繕工事店【新規】申込手続き)については、インターネットによる登録申込フォームより最後まで記入いただき、送信ボタンを押すことで提出済となります。

登録申込手続き URL →<https://www.tepro.or.jp/construct/repair/>

なお、申込書類の12及び13については、令和5年10月から開始している消費税に関するインボイス制度及び石綿含有建材の事前調査の有資格者制度の登録状況を確認するものです。

各制度については、以下の監督官庁のホームページを御確認ください。

- ① 消費税に関するインボイス登録制度 →
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-174.pdf>
- ② 石綿含有建材の事前調査の有資格者制度 →
<https://www.env.go.jp/content/000066252.pdf>

当機構の両制度への対応ですが、

- ① 消費税に関するインボイス登録制度については、インボイス登録工事店については、所定の消費税10%を加算して工事代金を支払い、非インボイス登録工事店については、国税庁の認める経過措置経費として、令和7年度は、工事代金に8/102を乗じた金額を加算して、工事

代金を支払います。

- ② 石綿含有建材の事前調査の有資格制度については、当機構で、明らかに石綿含有建材の除去や穿孔等の作業を伴わない修繕工事であると判断した案件（樹木の伐採や営業除去、空調や設備機器の内部部品の交換修繕等）以外は、関係法令に則り、石綿含有建材に関する事前調査者を有している事業者の中から地域性や実績等に基づき発注を行います。

【申込書類等一覧表】 ○全ての方が提出 △該当する方のみ提出 ×提出不要

No.	都入札参加登録		必要書類（各1部）	備 考
	有	無		
1	○	○	【令和7年度】都立学校小口・緊急修繕工事店【新規】申込手続き	当機構ホームページの登録申込フォーム（【令和7年度】公益財団法人東京都教育支援機構 都立学校小口・緊急修繕工事店【新規】フォーム）に必要事項を入力して送信してください。送信後、受付完了画面が表示されれば申込み完了となります。申込みが完了したことにより、登録メールアドレスあてに、申込みが完了した旨のメールが自動配信されますので、必ず確認ください。
2	△	△	【行政書士に登録手続きを委任する場合は必ず提出】 委任状（登録手続代理申請用） ※ホームページからダウンロードした指定様式を使用	所定の書式(様式1-1)行政書士の方に登録手続きを委任される場合以外は、提出は不要です。 フォームには押印した委任状を PDF にてアップロードし、契約取り交わし時に原本を提出ください。
3	△	△	【代表取締役以外の名義で契約を希望する場合または代表取締役印を使用しない場合は必ず提出】 委任状兼使用印鑑届(年間代理人申請用) ※ホームページからダウンロードした指定様式を使用	所定の書式(様式1-2)に記載している委任事項のいずれかに該当する場合は提出してください。 フォームには押印した委任状を PDF にてアップロードし、契約取り交わし時に原本を提出ください。
4	○	○	都立学校等での工事等の契約実績または、都立学校等での施工に関わった実績が確認できる書類（写） ※4に該当する場合は、5の提出は不要です。	◆ 申込み資格要件のウに該当している工事店 平成15年度以降に、都立学校等における修繕工事や物品修理等の契約実績を1件以上有していること。都立学校等との修繕工事や物品修理の契約書・請書の表紙の写しを提出ください。 ※1 名称・形態等の変更があった法人においては、従前の法人との権利関係等の承継を証明する書類等も併せて提出ください。
5	○	○	都立学校等での工事等の契約実績、または都立学校等での施工に関わった実績が確認できる書類（写） ※5に該当する場合は、4の	◆ 申込み資格要件のエに該当している工事店 平成26年度以降に、都立学校等での修繕工事について東京都等（東京都学校経営支援センター、教育庁、財務局等）と契約をした実績又は契約をした事業者の協力会社として、当該事業者の下で都立学校等での修繕施工に携わった実績を1件以

			提出は不要です。	<p>上有していること。</p> <p>都立学校等における修繕工事の実績がわかる契約書や請書の表紙の写しまたは、元請会社との注文書・発注請書等の表紙の写しを提出ください。</p> <p>※1 元請会社との注文書・発注請書等の写しの場合、発注者と請負者がわかるもので、可能な限り押印のあるものを提出ください。</p> <p>また、表紙だけでは施工場所等がわからない場合は、公立学校での施工が確認できる内容が記載されている部分までの写しを提出ください。</p> <p>※2 名称・形態等の変更があった法人においては、従前の法人との権利関係等の承継を証明する書類等も併せて提出ください。</p>
6	△	△	申込工事業種にかかる許可証等（写）	希望される申込工事業種に関して、許可証等を有している場合は、写しを送付してください。また、給排水衛生や管工事の業種を申し込む工事店で、水道事業管理者の給水装置工事業業者を証明する書類がある場合は必ず写しを添付してください。
7	○	○	夜間・休日の緊急修繕工事対応調査票★ ※ホームページからダウンロードした指定様式を使用（新規申込をする全社提出）	<p>所定の書式（様式2）に、令和7年度前期（7月～9月）の対応について、記入してください。</p> <p>※詳細は、以下「(6) 夜間・休日等の対応について」を参照</p>
8	○	×	【都の入札参加資格事業者は必ず提出】 東京都建設工事等競争入札参加資格審査受付票（写）	<p>「令和7・8年度東京都建設工事等競争入札参加資格者名簿」の資格審査受付票の表面と裏面の写し（両面）を提出してください。</p> <p>（裏面は、実印の印鑑証明になっています。）</p> <p>まだお手元がない場合は、「10印鑑証明書（写）」及び「11履歴事項全部証明書等（写）」を提出してください。</p>
9	○	×	【都の入札参加資格事業者は必ず提出】 東京都建設工事等競争入札参加資格審査結果通知書	<p>東京都の電子調達システムから出力した令和7・8年度東京都建設工事等競争入札参加資格審査結果通知書を提出してください。</p> <p>まだお手元がない場合は、「10印鑑証明書（写）」及び「11履歴事項全部証明書等（写）」を提出してください。</p>
10	×	○	【都の入札参加資格がない場合は必ず提出】 印鑑証明書（写）	<p>発行日から3か月以内の正本</p> <p>法人の場合：法務局の発行するもの</p> <p>個人の場合：区市町村長の発行するもの</p>
11	×	○	【都の入札参加資格がない場合は必ず提出】 履歴事項全部証明書等（写）	<p>発行日から3か月以内の正本</p> <p>法人の場合：法務局発行の履歴事項全部証明書</p> <p>個人の場合：</p> <p>①商号を用いる場合 法務局の発行する商業登記簿謄本（※）</p> <p>②商号を用いない場合</p>

				<p>商号登記をしていない「屋号」での申請はできませんので、個人名で申請してください。</p> <p>その場合は、本籍地の区市町村長が発行する身分証明書を提出してください。</p> <p>(※) 商業登記簿謄本で登録者所在地及び本店(社)所在地を証することができない場合、「家屋等賃貸借契約書」等の写しを提出してください。</p>
12	△	△	<p>【インボイス登録している場合は必ず提出】</p> <p>消費税に関するインボイス登録事業者であることを証明する書類</p>	<p>以下の①又は②の書類を提出してください。</p> <p>① 国税庁適格請求書発行事業者の登録通知書の写し</p> <p>② 国税庁適格請求書発行事業者公表サイトから印刷した自社の登録番号等が記載された資料</p>
13	△	△	<p>石綿事前調査の有資格者を雇用していることを証明する書類</p>	<p>以下の①及び②の書類を提出してください。</p> <p>① 一般建築物または特定建築物石綿含有建材調査者の資格を証明する書類の写し</p> <p>② 同資格取得者の雇用を確認できる公的機関の証明書類の写し(健康保険被保険者証、雇用保険被保険者証等)</p>

※ 申込時に提出していただいた個人情報については、小口・緊急修繕工事店継続登録手続に必要な場合のみに使用します。

(4) 申込業種

申込手続き画面から3業種まで申込みができます。

ただし、複数業種を申し込む場合は、それぞれの施工責任者が必要です（一部、設備機器等メーカーは除く。）。

登録工事店の業務内容及び募集業種は次のとおりです。

【業務内容】

- ア 都立学校内の雨漏り、給排水管の漏水等の調査及び小破損部分の小口修繕工事
- イ 断水、停電、フェンスの倒壊等の緊急修繕工事
- ウ 迅速性を要する少額の修繕工事
- エ 都立学校の夏・冬・春休み期間中等に行う教室等の改修工事
- オ カラス・スズメバチ等の営巣除去
- カ 業務時間外の修繕工事への協力
- キ 石綿含有建材等の調査業務
- ク その他機構が協力を要請する業務

【申込業種】

業 種	主な工事例
建築工事一式	校舎等の天井・壁・床の補修工事、便所等間仕切り補修工事、木製建具補修及び新規取替工事、バリアフリー改修工事、外壁落下補修工事 等
塗装	鉄部塗装工事、外壁塗装工事 等
内装仕上	教室・廊下等の壁・天井クロス補修又は張替工事、教室・廊下の床・天井の仕上げ材補修又は張替工事、カーテンレール設置 等

ガラス	窓・扉等ガラス破損取替、サッシビート等取替、シーリングパテ等の打替、フィルム張替 等
給排水衛生	衛生設備補修工事、洋風大便器据付直し、排水設備補修、給水・給湯設備補修、受水槽及び高架水槽オーバーフロー補修、グラウンド散水機補修 等
管工事一式	ガス管補修、消防設備配管補修、ボイラー設備配管補修 等
空調設備	空調機器補修、冷温水発生機等の修理 等
電気設備一般	スイッチ、コンセント、配線類の破損補修、照明器具修理・取替、制御盤補修、換気扇修理・取替、絶縁不良等漏電調査補修 等
放送設備	校内・外放送設備の故障修理又は機器取替 等
防水	校舎・体育館等の屋上雨漏りの調査補修、外壁・窓回り雨漏り調査補修 等
土木	学校内通路陥没補修、外部フェンス破損補修、コンクリート擁壁補修 等
テレビ共聴設備	共聴施設テレビ映像不良調査補修、電波障害施設不良箇所撤去 等
金属製建具	開閉不良による建付調整、防火扉等共用金属製建具腐食補修、自動ドア建具の修理及び新規設置工事、サッシ補修 等
シャッター	防火シャッター等の補修及び新規設置工事
消防設備	非常用照明器具不点灯補修、自動火災報知器不良調査補修、非常警報装置不良調査補修、消防設備法定点検結果に基づく不良箇所の修理 等
造園・営巣除去	枯損木処理、樹木の移植、花壇補修又は新設、カラス、スズメバチ等の営巣の撤去 等
エレベーター	エレベーター故障箇所の修理 等
通信・インターネット関連設備	電話回線の破損補修又は増設（配線工事を伴うもの）、インターネット回線の増設工事 等
スポーツ関連施設	固定式スポーツ器具・遊具設備の破損修理又は取替、防球ネット等のグラウンド内スポーツ設備の破損修理又は取替、体育館床補修 等
プール本体	プール排水口吸込み口防止金具取替、プール防水塗装、FRPプール破損修理、FRPプール槽塗装 等
プールろ過装置	プールろ過器のろ過材取替、プールろ過器用滅菌器の故障修理又は取替 等
石綿含有建材等の調査・除去	石綿含有建材等の分析調査・報告、除去 等
その他	例示した業務に該当しない場合（内容を簡潔に御記入ください。） ※お申込み後、機構で都立学校の小口・緊急修繕に有用か判断したうえで、業種分類についても検討します。

(5) 修繕対応希望地域

申込手続き画面から修繕対応希望地域が選択できます。

修繕対応希望地域の各地区に所在する都立学校は、以下の修繕対応希望地域で確認ください。受け持ち地域の指定は、工事店が希望された地域の中から機構が指定します。機構では、申込まれた希望地域のうち、原則として、工事店所在地の地域を含む近い地域から指定します。

また、希望地域以外でも、専門性の高い工事等については、事前相談のうえ、機構から発注依頼を行う場合があります。その場合は、可能な範囲で対応をお願いいたします。

【修繕対応希望地域】

地区	地区内の都立学校名	都立学校所在の区市町名
東部A	足立、江北、淵江、足立西、足立東、青井、足立新田、小台橋、足立工科、葛飾野、南葛飾、葛飾総合、葛飾商業、農産、文京盲、葛飾盲、葛飾ろう、水元特別支援、水元小合学園、足立特別支援、葛飾特別支援、花畑学園	足立区、葛飾区、文京区
東部B	一橋、日比谷、六本木、青山、広尾、新宿山吹、竹早、向丘、工芸、白鷗、忍岡、上野、竹台、浅草、蔵前工科、荒川工科、白鷗附属中学、小石川中等	千代田区、港区、新宿区、文京区、台東区、荒川区、渋谷区
東部C	三田、八潮、大森、蒲田、つばさ総合、六郷工科、美原、芝商業、晴海総合、大田桜台、城南特別支援、墨東特別支援、矢口特別支援、墨田特別支援、墨田地区第二特別支援（仮称）、江東特別支援、港特別支援、白鷺特別支援、品川特別支援、青山特別支援、鹿本学園、城東特別支援、臨海青海特別支援	中央区、港区、墨田区、江東区、品川区、大田区、江戸川区
東部D	両国、日本橋、墨田川、本所、深川、東、城東、小松川、江戸川、小岩、葛西南、篠崎、紅葉川、大江戸、江東商業、第三商業、墨田工科、葛西工科、科学技術、橘	墨田区、江東区、江戸川区
中部A	松原、世田谷泉、芦花、富士、西、豊多摩、杉並、杉並総合、荻窪、神代、調布北、狛江、中央ろう、光明学園、青鳥特別支援（仮設校舎）、中野特別支援（仮設校舎）、永福学園、田園調布特別支援、久我山青光学園、三鷹中等	大田区、世田谷区、中野区、杉並区、調布市、狛江市、三鷹市
中部B	大崎、小山台、雪谷、田園調布、駒場、旧芸術、目黒、新宿、桜町、千歳丘、深沢、第一商業、世田谷総合、総合工科、園芸、総合芸術、国際、桜修館中等	新宿区、目黒区、大田区、渋谷区、品川区、世田谷区
中部C	文京、北園、高島、桐ヶ丘、飛鳥、板橋、板橋有徳、大山、赤羽北桜、王子総合、北豊島工科、大塚ろう、北特別支援、大泉特別支援、王子特別支援、高島特別支援、石神井特別支援、板橋特別支援、練馬特別支援、志村学園、	豊島区、北区、板橋区、練馬区
中部D	戸山、鷺宮、武蔵丘、石神井、井草、大泉、練馬、光丘、田柄、大泉桜、第四商業、中野工科、杉並工科、練馬工科、農芸、豊島、千早、稔ヶ丘、戸山地区特別支援（仮称）	新宿区、中野区、杉並区、豊島区、練馬区
西部A	町田、町田総合、野津田、成瀬、小川、山崎、町田工科、永山、若葉総合、八王子盲、立川学園、八王子東特別支援、八王子特別支援、七生特別支援、町田の丘学園、町田の丘学園、調布特別支援、多摩桜の丘学園、南大沢学園、府中けやきの森学園、武蔵台学園、八王子西特別支援、八王子南特別支援	町田市、日野市、多摩市、稲城市、八王子市、立川市、調布市、府中市
西部B	富士森、片倉、八王子東、八王子北、松が谷、日野、日野台、南平、翔陽、八王子拓真、八王子桑志、立川、立川緑、砂川、昭和、調布南、府中、府中東、府中西、国立、第五商業、府中工科、農業、立川国際中等（※附属小舎）、南多摩中等	八王子市、立川市、府中市、昭島市、調布市、日野市、国立市

西部C	武蔵、武蔵野北、小金井北、保谷、久留米西、田無、清瀬、東久留米総合、多摩科学技術（小金井工科含む）、田無工科、小平特別支援、村山特別支援（仮設校舎）、あきる野学園、羽村特別支援、小金井特別支援、清瀬特別支援（仮設校舎）、田無特別支援、青峰学園、東久留米特別支援	武蔵野市 青梅市 小金井市 小平市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市、西東京市、あきる野市、羽村市
西部D	拝島、東大和、武蔵村山、東大和南、多摩、福生、秋留台、羽村、五日市、青梅総合、上水、多摩工科、瑞穂農芸、小平、小平西、小平南、東村山、東村山西、国分寺、北多摩地区特別支援（仮称）	青梅市、昭島市、小平市、東村山市、国分寺市、福生市、東大和市、武蔵村山市、瑞穂町、あきる野市、羽村市

※ 令和7年4月1日開校 都立立川緑高等学校

(6) 夜間・休日等の対応について

当機構と工事店契約を締結された工事店の皆様には、都立学校における夜間・休日の緊急修繕工事に対して、可能な範囲で協力をいただきます。ついては、別紙「令和7年度前期（7月～9月）夜間・休日の緊急修繕工事対応 調査票」（様式3）に記載のうえ提出ください。

また、対応概要は以下のとおりです。

ア 業務時間外の修繕状況

都立学校では、定時制課程のある高校や、全日制の学校でも、土日や祝日に授業や行事、部活動を実施する場合があります。午後6時以降の夜間や土日・祝日に修繕工事の発注依頼をすることがあります。昨年度は、年間で約40件程度の依頼を行っています。

イ 現在の対応状況

現在は、東京都住宅供給公社に御協力をいただき、当機構の登録工事店のうち、都営住宅における夜間・休日の待機当番を担当されている工事店に協力をお願いしているほか、当機構で同工種の工事対応をいただいている工事店に依頼しています。

夜間の修繕発注は、主に定時制高校等であることから、午後6時頃から午後9時頃までの時間帯で依頼することがあります。

また、土日や祝日の対応については、午前8時頃から午後6時頃までの時間帯で依頼することがあります。

修繕内容としては、給排水管の損傷による漏水、漏電等の復旧やガラス修繕等があります。修繕が無理な場合は、止水や養生等の応急処置を行って頂き、後日改めて修繕を実施します。

ウ 夜間・休日等の修繕工事を依頼する流れ

都立学校で施設面の不具合が発生した場合、まず、当機構の夜間・休日用の携帯電話に学校から連絡が入ります。

機構の担当職員は、学校からの電話を受け、緊急案件かどうかを判断し、そのうえで各対応工種の工事店へ学校名、住所、現在の状況等をお伝えし、修繕に対応して頂けるか相談させて頂きます。

対応していただいた工事店には、都立学校小口・緊急修繕工事積算要領・単価表に基づき、通常の工事単価に加えて、「待機出張費」、「時間外最低補修費」、「時間外調査費」等を時間帯に応じたお支払いいたします。

また、緊急修繕の内容によっては、一般または特定建築物石綿含有建材調査者が対応できる工事店に修繕発注を行う場合があります。

4 工事店契約

登録工事店との工事店契約は、次のとおり行います。

- (1) 申込書等により申込者の資格要件を審査します。
- (2) 工事店登録の審査結果は、申込者全員に通知します（令和7年5月中旬頃予定）。

- (3) 登録工事店として決定後、機構が定める積算要領及び積算単価により、機構の指定する様式を使用して、完了報告及び請求をすることに同意した工事店と、機構の契約規程に基づき、工事店契約を締結します。
- (4) 契約期間は、令和7年7月1日から令和8年6月30日までの1年間となります。
ただし、登録工事店が東京都や東京都教育委員会の工事発注における指名停止期間中にある場合、当該期間中は契約を締結できません。
- (5) 申込みから契約までの間に「7 契約の解除」の事由に該当することとなった場合は、契約を締結できません。
- (6) その他、契約手続きに関しては、改めて機構から連絡します。

5 工事の発注

工事店契約を締結した登録工事店への発注は、次のとおり行います。

なお、学校で発生する緊急修繕や、教育環境整備に係る小口修繕工事の内容については、特定の業種に偏ったり、石綿含有建材の対応等の専門性を有する工事もあったりするため、工事店契約を締結した場合でも、年間を通じて発注がないこともありますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 当機構ではインターネットを使用した「都立学校施設維持管理システム」を利用して、発注等を依頼しますので、原則として同システムの利用をお願いします。

当機構のシステムは、インターネット接続環境があればアクセスが可能です。

(システム操作マニュアルは、システム内に掲載しています。)

※1 システムを使用する工事店には、工事店契約後にシステム用のID・パスワードを付与します。

※2 システムが使用できない工事店には、FAXにより「修繕発注書」を送付します。

- (2) 発注する修繕工事は、税込250万円以下の小口・緊急修繕工事となります。

なお、原則としてすべての発注工事において、現場調査時に石綿事前調査を実施し、事前調査結果報告書を当機構に提出願います。

また、大気汚染防止法に基づき、原則100万円以上の修繕工事については、石綿事前調査結果を都環境局や労働基準監督署へ、監督官庁が運営する石綿事前調査結果報告システムにより報告する必要があります。石綿事前調査の結果報告後、学校担当者と工事日程等を調整のうえ施工願います。

- (3) 工事等の検査については、学校での作業終了後に、学校担当者の確認印を押印してもらった完了確認印簿、システムから印刷した完了報告書兼請求書、工事写真等を送付していただき、当機構職員が検査を行うと共に、当機構の積算要領・単価表に基づき工事代金の積算確認を行います。

また、工事金額の大きな工事の場合は、実地検査も行います。

6 業務内容の評定

- (1) 評定方法

契約期間内の業務の実施状況、履行内容等により評定をします。

- (2) 評定項目

- ア 現場対応（都立学校担当者への連絡、機構担当者への連絡・報告、現場での適切な対応等）
- イ 事務手続き（完了報告書兼請求書の迅速・正確な提出等）
- ウ 法令遵守（建設産業廃棄物の適正な処理、ディーゼル車規制等）

- (3) 業務の実施状況が不良な場合に対する指導等

以下のように業務の実施状況が不良な場合、当機構から改善指導を行う場合があります。

- ア 正当な事由がない受注拒否
- イ 現場対応が不適切
- ウ 完了報告書兼請求書や写真等添付書類提出の遅延・不備

工 建設産業廃棄物計画書や処理報告書の提出、産業廃棄物処理等が不適切

※ 上記（３）の事例に該当する工事店については、機構が業務改善指導を行い、改善されない場合には、次年度の登録工事店継続申込みを受付けできない場合があります。

7 契約の解除

次の事由に該当する場合は、契約期間中であっても工事店契約を解除することがあります。

ただし、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱第5条第1項に該当することが判明した場合には、契約期間中であっても、直ちに工事店契約を解除します。

- （１）機構が東京都教育委員会との業務委託契約を終了又は解除したとき。
- （２）工事店の業務の遂行が著しく不良であると認められるとき（正当な理由がなく工事の受注を拒んだ場合を含む。）又は、「改善指導書」による嚴重注意を2回受けたとき。
- （３）登録工事店制度における申請内容又は届け出内容に虚偽があるとき。
- （４）工事店が談合事件により公正取引委員会の行政処分を受けたとき。